

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

一	国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）	（本則関係）	1
二	国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）	（附則第三条関係）	17
三	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）	（附則第五条関係）	21

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案新旧対照条文  
 ○国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ この会計においては、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>④ 前項第一号の治山事業とは、次の各号に掲げる事業をいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>第三条 この会計においては、従来の国有林野（北海道における国有林野を含む。）の事業に属する土地、森林、原野、建物、工作物、機械その他の設備、貯蔵物品等の資産及び将来この会計に所属する資産の金額をもつて資本とする。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ この会計においては、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付</p> <p>三（略）</p> <p>④ 前項第一号及び第二号の治山事業とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。</p> <p>一・二（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>第二条の二 この会計は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分する。</p> <p>第三条 国有林野事業勘定においては、従来の国有林野（北海道における国有林野を含む。）の事業に属する土地、森林、原野、建物、工作物、機械その他の設備、貯蔵物品等の資産及び将来この勘定に所属する資産の金額を以て資本とする。</p>

第四条 この会計の経理は、現金の収納又は支払の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

② この会計に属する資産及び負債については、政令の定めるところに従い、その内容を明らかにしなければならない。

第五条 この会計において、国有林野事業に係る事業施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

② (略)

第六条 この会計において、国有林野事業に係る運転資金に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

② 前項に規定する一時借入金及び融通証券は、当該年度内にこれを償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

③・④ (略)

第八条 この会計の負担に属する公債及び借入金の償還金及び利子、第六条第二項ただし書の規定による融通証券の償還金、一時借入金及び融通証券の利子並びに公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第四条 国有林野事業勘定においては、国有林野事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動を、その発生の事実に基づいて計理する。

② 国有林野事業勘定に属する資産及び負債については、政令の定めるところに従い、その内容を明らかにしなければならない。

第五条 国有林野事業勘定において、事業施設費を支弁するため必要があるときは、この勘定の負担において、公債を発行し又は借入金をなすことができる。

② (略)

第六条 国有林野事業勘定において、運転資金に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、一時借入金をなし又は融通証券を発行することができる。

② 前項に規定する一時借入金及び融通証券は、当該年度内にこれを償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この勘定の負担において、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

③・④ (略)

第八条 国有林野事業勘定の負担に属する公債及び借入金の償還金及び利子、第六条第二項ただし書の規定による融通証券の償還金、一時借入金及び融通証券の利子並びに公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第九条 次に掲げる金額は、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

一 国有林野（国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有林野をいう。以下この条において同じ。）のうち森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林（次号において「公益林」という。）における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるものに相当する金額

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるものに相当する金額

三 森林法第七条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費に相当する金額

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるものに相当する金額

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるものに相当する金額

六 直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの及び第一条第三項第二号の事業に関する事務取扱費の額に相当する金額

② 前項第六号の規定による繰入れは、予算の範囲内において、

第八条の二 次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

一 国有林野（国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有林野をいう。以下この条において同じ。）のうち森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林（次号において「公益林」という。）における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるもの

三 森林法第七条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費

四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるもの

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

政令で定めるところにより行うものとする。

第十条 直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金は、この会計の歳入とする。

第八条の三 治山勘定においては、次条第一項の規定による一般会計からの繰入金、直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、直轄治山事業に関する費用、補助金等、同条第二項の規定による国有林野事業勘定への繰入金で第一条第三項第三号の事業に関する事務取扱費の額に相当するもの及び附属諸費をもつてその歳出とする。

第八条の四 直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの、補助金等及び第一条第三項第三号の事業に関する事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、一般会計から治山勘定に繰り入れるものとする。

② 直轄治山事業及び第一条第三項第三号の事業に関する事務取扱費は、国有林野事業勘定において支弁するものとし、当該事務取扱費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、治山勘定から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

第十一条 農林水産大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出の予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作成し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十二条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第九条 農林水産大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出の予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作成し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十条 この会計の歳入歳出予算は、国有林野事業勘定及び治山勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第十条の二 この会計の国庫債務負担行為は、国有林野事業勘定

第十三条 (略)

② 前項の予算には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 前々年度の直轄治山事業に係る事業実績表
- 五 前年度及び当該年度の直轄治山事業に係る事業計画表
- 六 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進捗状況の調査

第十四条

この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、次項の規定により繰り越した損失をその利益の額をもつてうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金に組み入れて整理する

及び治山勘定の区分に従い、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

第十一条 (略)

② 前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 前々年度の国有林野事業勘定の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の国有林野事業勘定の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 前々年度の治山勘定の事業実績表
- 五 前年度及び当該年度の治山勘定の事業計画表
- 六 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込み、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進捗状況の調査

第十一条の二

治山勘定の予備費は、当該年度の予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるための特別の収入その他政令で定める収入の収納済額に相当する額を限度として、使用することができる。

第十二条

国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、次項の規定により繰り越した損失をその利益の額をもつてうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金に組み入れて

ものとする。

- ② この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して、これを整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。

第十五条 この会計において、毎会計年度、前年度からの持越現金

(特別積立金引当資金に属するものを除く。)のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき金額を除く。)があるときは、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れなければならない。

- ② 特別積立金引当資金は、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとしてこの会計から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

③ (略)

第十六条 農林水産大臣は、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十七条 (略)

- ② 前項の歳入歳出決算には、次の書類を添付しなければならない

整理するものとする。

- ② 国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して、これを整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。

第十三条 国有林野事業勘定において、毎会計年度、前年度から

の持越現金(特別積立金引当資金に属するものを除く。)のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき金額を除く。)があるときは、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れなければならない。

- ② 特別積立金引当資金は、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

③ (略)

第十四条 農林水産大臣は、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第十五条 (略)

- ② 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない

- い。
- 一 (略)
- 二 当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 当該年度の直轄治山事業に係る事業実績表
- 四 (略)

第十八条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度内に支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

② 前項の規定による繰越しは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三条の規定にかかわらず、財務大臣の承認を経ることを要しない。

③ 農林水産大臣は、第一項の規定による繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十九条 (略)

② (略)

③ この会計において、国有林野事業に係る運転資金に充てるため必要があるときは、農林水産大臣は、財務大臣の承認を経て、第六条第一項の規定による一時借入金(借入れ又は融通証券)の発行に代え、特別積立金引当資金に属する現金の繰替使用をすることができる。

④ (略)

- い。
- 一 (略)
- 二 当該年度の国有林野事業勘定の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 当該年度の治山勘定の事業実績表
- 四 (略)

第十六条 国有林野事業勘定において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度内に支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

② 前項の規定による繰越しは、財政法第四十三条の規定にかかわらず、財務大臣の承認を経ることを要しない。

③ 農林水産大臣は、第一項の規定による繰越しをしたときは、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十六条の二 治山勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

第十七条 (略)

② (略)

③ 国有林野事業勘定において、運転資金に充てるため必要があるときは、農林水産大臣は、財務大臣の承認を経て、第六条第一項の規定による一時借入金(借入れ又は融通証券)の発行に代え、特別積立金引当資金に属する現金の繰替使用をすることができる。

④ (略)



第二十条 国有林野事業及び直轄治山事業の運営に妨げのない限り、この会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をすることができる。

第二十一条 (略)

附則

第五条 この会計において、事業施設費以外の国有林野事業に係る事業費を支弁するため必要があるときは、当分の間、この会計の負担において、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

② (略)

③ 第一項に規定する借入金及び融通証券の限度額については、

第十八条 国有林野事業の運営に妨げのない限り、国有林野事業勘定の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をなすことができる。

第十九条 (略)

附則

第五条 国有林野事業勘定においては、当分の間、この勘定の負担において、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条の規定による保安林整備計画に基き、同法第四条に規定する森林等（同法第六条に規定する森林の土地の上の権利及び立木竹を含む。以下同じ。）を買い入れることができる。

② 前項の規定による買入及びその買入に係る森林等についての治山に関する事業に要する経費の財源に不足するときに限り、予算の定めるところにより、一般会計は、国有林野事業勘定に繰入金をすることができる。

第五条の二 国有林野事業勘定において、事業施設費以外の事業費を支弁するため必要があるときは、当分の間、この勘定の負担において、借入金をなし又は融通証券を発行することができる。

② (略)

③ 第一項に規定する借入金及び融通証券の限度額については、

予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。ただし、その限度額は、この会計の資産に属する製品の当該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならない。

④・⑤ (略)

第六条 特別積立金引当資金（以下「資金」という。）の使用については、当分の間、第十五条第二項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 資金は、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十一条第一項第六号の業務の財源に充てるものとしてこの会計から独立行政法人緑資源機構に出資する場合には、予算の定めるところにより、使用することができる。

二 資金は、前号に定めるところによるほか、同号に定める使用を妨げない範囲内において、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとしてこの会計から一般会計に繰り入れる場合に、予算の定めるところにより、使用することができる。

② 前項第一号の規定により資金を使用したときは、その使用した額に相当する額を特別積立金から利益積立金に組み替えて整理するものとし、同項第二号の規定により資金を使用したときは、その整理については、第十五条第三項の規定を準用する。

予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。但し、その限度額は、国有林野事業勘定の資産に属する製品の当該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならない。

④・⑤ (略)

⑥ 第三項の規定の適用については、昭和三十五年度に限り、同項中「前年度末現在における在庫額」とあるのは、「この勘定設置の際この勘定の資産に組み入れられた製品の額」と読み替えるものとする。

第五条の三 特別積立金引当資金（以下「資金」という。）の使用については、当分の間、第十三条第二項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 資金は、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百三十号）第十一条第一項第六号の業務の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から独立行政法人緑資源機構に出資する場合には、予算の定めるところにより、使用することができる。

二 資金は、前号に定めるところによるほか、同号に定める使用を妨げない範囲内において、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合に、予算の定めるところにより、使用することができる。

② 前項第一号の規定により資金を使用したときは、その使用した額に相当する額を特別積立金から利益積立金に組み替えて整理するものとし、同項第二号の規定により資金を使用したときは、その整理については、第十三条第三項の規定を準用する。

第六条 昭和二十一年度における一般会計歳出予算中国有林野事業に係るもので、年度内に契約をなし、昭和二十二年四月三十日までに支出を終らなかつた経費の金額については、これをこの会計に繰り越して使用することができる。

第七条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業十箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したものの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が交付の決定をした補助金等の交付（昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第八条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第六十五号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したものの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和四十二年以前年度のこの会計の予算で昭和四十三年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第七条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第九条第一項第六号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは「金額（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額を除く。）」とする。

第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十五号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したものは当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和四十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十七年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したものは当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和五十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十二年以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十一条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第六十二号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施

行したも又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和五十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和五十七年度以後の年度に繰り越したもにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第三条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十二条 治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十四号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したも又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（昭和六十一年度以前の年度のこの会計の予算で昭和六十二年以後の年度に繰り越したもにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十二条の二 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十三号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したも又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（平成三年度以前の年度のこの会計の予算で平成四年度以後の年度に繰り越したも

のにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十二条の三 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十号）による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したも又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付（平成八年度以前の年度のこの会計の予算で平成九年度以後の年度に繰り越したもにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。）は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

第十三条 森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号。以下「旧緑資源公団法」という。）附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付け（旧緑資源公団法附則第十一条第一項の規定による無利子の貸付けについては、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）に関する経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

② 前項の規定により同項に規定する貸付けに関する経理をこの会計において行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払

収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第八条の三及び第八条の四第一項の規定の適用については、第八条の三中「次条第一項」とあるのは「次条第一項又は附則第十六条第二項」と、「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「負担金」とあるのは「負担金、森林法附則第六項、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第十條の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十一条第一項又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金の償還金」と、「同条第二項」とあるのは「森林法附則第六項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金、次条第二項」と、「相当するもの」とあるのは「相当するもの、附則第十四条、第十五条、第十六条第一項又は第十七条の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」と、第八条の四第一項中「金額」とあるのは「金額（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れられる金額を除く。）」とする。

第十四条 森林法附則第六項、旧緑資源公団法附則第十一条第一項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子

の貸付金の償還（返還を含む。以下この条において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

第十五条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における森林法附則第六項、旧緑資源公団法附則第十一條第一項又は地すべり等防止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

第八条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からの会計に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金をこの会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（次条の規定により繰入れを行った場合には、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、この会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

第十六条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から治山勘定に繰り入れを行った場合においては、当該繰入金を治山勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（次条の規定により繰入れを行った場合には、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。



② 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

第九条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつてこの会計において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

② 前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から治山勘定に繰り入れるものとする。

第十七条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて治山勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章〜第三章（略） 第四章 財務の健全化 第一節（略） 第二節 国有林野事業特別会計法の特例（第十八条―第二十条） 附則</p>	<p>目次 第一章〜第三章（略） 第四章 財務の健全化 第一節（略） 第二節 国有林野事業特別会計法の特例（第十八条―第二十条） 附則</p>
<p>（職員数の適正化） 第十条 政府は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業を含む。以下この節において同じ。）の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（借入金的一般会計への帰属等） 第十五条 政府は、この法律の施行の時ににおいて、その時における事業勘定（国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）による改正前の国有林野事業特別</p>	<p>（職員数の適正化） 第十条 政府は、国有林野事業（国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）においてその事務を取り扱う治山事業を含む。以下この節において同じ。）の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>（借入金的一般会計への帰属等） 第十五条 政府は、この法律の施行の時ににおいて、その時における事業勘定の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。</p>

会計法に基づく国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定をいう。次条第一項において同じ。）の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

一・二 (略)

2 (略)

(事業勘定における債務の処理)

第十六条 (略)

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第十八条及び第十九条に規定する措置を講ずるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(事業勘定における債務の処理)

第十六条 (略)

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第十九条及び第二十一条に規定する措置を講ずるものとする。

(退職手当等に係る借入金)

第十八条 事業勘定においては、集中改革期間において、国有林

野事業特別会計法の規定による借入金のほか、政令で定めるところにより、国有林野事業職員が退職した場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき支給する退職手当及び第十二条第二項の規定により支給する特別給付金の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

(借入金の償還金に係る借入金)

第十九条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、この勘定の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

(借入金の償還金に係る借入金)

第十八条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、同特別会計の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、同特別会計の負担において、借入金をすることがで

きる。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

(借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ)

第十九条 政府は、国有林野事業特別会計の負担に属する借入金（政令で定めるものを除く。）について、第十六条第一項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額（平成十年度にあつては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間において支払うべき利子に充てるべき金額）を、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

(損失の処理の特例)

第二十条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第十

2 前項の規定による借入金については、前条第二項の規定を準用する。

(平成十年度における借入金の特例)

第二十条 事業勘定においては、平成十年度において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金、附則第二条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）第四条第一項及び第二項の規定による借入金並びに第十八条第一項及び前条第一項の規定による借入金のほか、この勘定における経費の財源に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金については、第十八条第二項の規定を準用する。

(借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ)

第二十一条 政府は、事業勘定の負担に属する借入金（政令で定めるものを除く。）について、第十六条第一項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額（平成十年度にあつては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間において支払うべき利子に充てるべき金額）を、一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。

(損失の処理の特例)

第二十二条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第十二条第二項

四條第二項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるものとする。

の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるものとする。

○一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第二百二十七号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、最近における一般会計の収支が著しく不均衡となつている状況において、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百二十六号）の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）による改正前の国有林野事業特別会計法第二条の二に規定する国有林野事業勘定をいう。）の負担に属する平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、最近における一般会計の収支が著しく不均衡となつている状況において、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百二十六号）の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めるものとする。</p>